【主文】被告人を懲役1年8月に処する。

【理由】(罪となるべき事実)

被告人は、埼玉県 a市所在の代用監獄である埼玉県 a 警察署留置場に勾留されていたものであるが、留置管理の職務に従事する警察官に暴行を加えよ、平成11月14日午後7時30分過ぎころから同日午後9時20分ころまでの間、同年間では、1年には、1年間では、1年には、1年間では、1年間では、1年間では、1年には、1年には、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1

(事実認定の補足説明)

弁護人は、本件公訴事実について、被告人は、分離前相被告人Aら他の共犯者と 事前共謀も現場共謀もしておらず、被告人が警察官らに暴行を振るった事実もない から、被告人は無罪であると主張するので、以下、判示事実を認定した理由を補足 して説明する。

1 証人E, 同F, 同H, 同G, 同K, 同I, 同L, 同M, 同N, 同Oの公判供述 (以下, 公判手続の更新の前後を問わず, 「公判供述」という), その他関係証拠 によれば, 次の事実が認められる。

平成11年11月14日午後5時15分,a警察署においては,E警部を当直 長として当直員12名による当直勤務体制に入ったが、同日午後6時ころ、医務室 での治療を要求して留置場から出房していた被告人が,食事についての不満を述べ るなどして留置場に戻らなかったため、勤務員から応援要請を受けたE警部ほか数 名の警察官が被告人の説得に当たった。しかし、被告人がこれに従わず、医務室内の非常ベルを鳴らすなどしたため、地域課のパトカー勤務員も駆けつけ、刑事課の N 警部補が被告人を取調室に連れて行って説得に当たるなどした。同日午後7時2 5分ころ、E警部は、留置人を就寝させるために布団出しを行う目的で、当直の警 察官とともに留置管理室から留置場に通じる通路に入る第1扉から通路を通って、 第2扉から留置場に入り,1房と2房の扉を開けて留置人を房の外に出して布団出 しの作業を始めさせ、これを監視していた。そのころ、N警部補に説得された被告人も留置場に戻ってきていたが、その後、E警部が留置場内の少年婦人室の動静を監視するためにその場を離れていた間に、6房に入っていた分離前相被告人Aが、房の扉を開けるように要求し、勤務員が3房と6房の扉を開けたところ、Aのほか 分離前相被告人C,同Dらも出房し,その後,他の留置人も全員出房して留置場内 にたむろする状態となった。E警部は、留置人らが出房していることに気付いた が、既に出房している留置人を房に戻すと留置人が反発して騒ぎが起きるのではな いかと考え、そのまま布団出しを続けさせた。この間、Aは留置場内を歩き回るなどしていたが、看守台にいたF巡査部長に対して自分の薬を取ってくれるよう要求 するなどした後、2房の扉の前付近で布団出しの監視をしていたE警部に対して 「頼んでいた薬がない。 I はどうした」などと言って詰め寄り、これに同調した被告人やCらもE警部に詰め寄るなどした。これを見たG巡査長が止めに入ろうとし たところ、DがG巡査長を2房の扉付近に押してゆき、これを阻止しようとするG 巡査長ともみ合いになったが、その際、Dが「こいつ、今、手を上げたぞ」などと 言ったことから、被告人やA、CらがG巡査長を取り囲んだため、G巡査長を助け ようとしたE警部やF巡査部長が、被告人やAらを制止しようとして、もみ合いとなり、被告人やA、C、Dを先頭にして、留置人らがE警部らを小突くなどしながら後退させて、留置場の第2扉から通路に押し出した。そのため、危険を感じたF 巡査部長は、看守台から電話で当直室に応援を要請し、当直室にいたL巡査部長 は、交番勤務員に招集をかけるなどしたが、その間にも、Aや被告人、D、Cらを 先頭にした留置人らは、通路を通り、E警部やG巡査長らを後退させて、第1扉の 方へ追い詰めて行った。第1扉付近において、扉を背にしてE警部、F巡査部長及 びG巡査長らが、A、C、D及び被告人を先頭とする留置人らと対峙していた際、 DがG巡査長の腹部を膝蹴りし、うずくまったG巡査長を助けようとしたF巡査部

長の顔面をAが殴打し、更にF巡査部長を助けようとしたE警部の顔面を殴打するなどした上、Aは、E警部の頭部を両手で抱え込んで締め付けるいわゆるヘッドロックをかけるなどの暴行を加えた。一方、先にF巡査部長からの応援要請を受けた H巡査長らの警察官は、留置管理室に駆け付けたが、第1扉前の通路には多数の留 置人が押し掛けていたので、第1扉を開けると留置人が逃走するおそれがあるとし て,そのまま留置管理室で待機し,やがて,P警部補やK巡査長ら多数の警察官と ともに応援のために第1扉を開けて通路内に入り、P警部補がヘッドロックをかけていたAからE警部を引き離すなどしたが、そのころ、留置人のSの人工肛門がは ずれるなどして同人が負傷した。Aは、応援のため第1扉から通路内に入ってきた N警部補を見つけると、同人を医務室内に押し込んでつかみかかるなどしたが、被 告人がこれを制止した。被告人は、その後、通路内でK巡査長に殴りかかろうとし たが、H巡査長から抱えられて第2扉に向かって押し込まれるなどされたため、 れを見たAやCがH巡査長に殴りかかり、被告人から引き離そうとしたが、H巡査 長は、必死になって被告人を第2扉から留置場内へ押し戻した。しかし、被告人が、留置場内にいた外国人を含む留置人に対してH巡査長を取り押さえるよう命じたため、H巡査長は被告人の指示を受けた留置人らに身体を押さえつけられ、洗面 台に置かれていたやかんを持った被告人から、左肩を3回殴打され、中に入ってい たお茶がH巡査長や同人を押さえていた留置人に掛かるなどした。一方,そのこ 負傷したSを病院に連れて行くために留置管理室に出した代わりに、 I 警部が 第1扉から通路内に入ってきたが、 I 警部は、留置人の T にジャンパーの襟首をつ かまれるなどして、第2扉から留置場内へ連れ込まれ、やかんを手にして近付いて きた被告人から、右の額辺りを横殴りに殴打されて転倒し、さらに、立ち上がろうとしたところを、A、Cらの留置人から胸部や腹部等を少なくとも3、4回蹴り付けるなどされた。 I 警部は、E警部やK巡査長ら数名の警察官に抱えられて留置場 から連れ出され、しばらく留置事務室の長椅子で休んだ後、救急車でb病院に搬送 された。その後、留置場に戻ったE警部に対して、当初、AらがI警部の所在を尋 ねた際にE警部が「いない」と答えていたことから、被告人やA、Cらが、これに るた際にと言いが「いない」と含えていたことから、被告人やA、しらか、これに 因縁を付けて、「責任者いるじゃねえか」などと言って詰め寄り、被告人が、手拳 でE警部の顔面を2、3回殴打し、そのためE警部は口腔内を切るなどの負傷を し、K巡査長らの警察官によって救出された。その後、被告人やAらは、他の留置 人に運動場に集まるように指示した後、警察官にたばこを要求し、興奮している留 したびるなどと たが、N警部補はAやCらに詰め寄られ、押し倒されるなどした。その後も、 場内では、Cが、看守台にいたQ警部補やP警部補らに対してやかんを投げ付けた り、洗面台から看守台に上がろうとするなどし、また、Dが第2扉の脇の階段から 看守台に上がろうとするなどしていたので、L巡査部長が、Dを追い掛けて看守台に上がり、背後からDを押さえるなどしたところ、これを見たAが洗面台から看守台に上がろうとし、一方、応援要請を受けて留置場内に入ってきていたM巡査長及びJ巡査部長が看守台に上ったところ、AがJ巡査部長に対して二、三回頭突きを し、そのためJ巡査部長の右目の上辺りが切れて出血した。その後、非常招集により多数の警察官がa警察署に集合し、同日午後9時20分ころ、R次長の指揮の 下, 多数の警察官が留置場内に入り, 留置人らに房に入るように説得し, これに応 じなかった被告人やA, Cらを警察官が数人がかりで房内に収容した。 2 以上の事実が認められるところ、上記各証人の公判供述は、混乱した通路内や 留置場内での留置人らと警察官らとの接触や衝突の状況について、必ずしも全面的 に合致しているとはいえないものの、供述の一致していない点は、それぞれの状況 を目撃した時間や場面が異なる上、留置人や警察官ら多数の人間が入り乱れて時々 刻々変化していく状況をそれぞれ部分的に目撃していると思われることからやむを 得ないものと考えられ、むしろ、例えば、第1扉前における被告人らによる暴行に ついては、留置人らの先頭になってE警部らの警察官を追い詰めてきたのはA、被告人、C及びDの4名であることについては、一致しているのであり、また、そこで行われた被告人らの各暴行の内容についてもほぼ合致しており、その後、留置場 内で各警察官らに加えられた暴行についても、上記各証人の目撃状況にほぼ沿う内 容の負傷の事実が診断書等によって裏付けられているのである。のみならず、A, C及びDら共犯者自身も、自らが警察官らに加えた暴行について、部分的とはいえ 上記各証人の公判供述と符合する供述をしている。そうすると、上記各証人の公判 供述は、相互に補強する内容である上、いずれも具体的かつ詳細で、各診断書等に よって裏付けられているから、供述の根幹部分の信用性は高いと考えられる。

(確定裁判)

被告人は、平成12年3月21日東京高等裁判所で恐喝、覚せい剤取締法違反罪により懲役2年に処せられ、その裁判は同月28日確定したものであって、この事 実は検察事務官作成の前科調書によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示所為のうち、公務執行妨害の点は包括して刑法60条、95条1項に、Eら3名に対する各傷害の点はいずれも同法60条、204条にそれぞれ該当するが、この公務執行妨害と、Eら3名に対する各傷害は、いずれも1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、同法54条1項前段、10条により、結局以上を1罪として刑及び犯情の最も重いIに対する傷害罪について定めた懲役刑で処断することとし、これは、前記確定裁判があった各罪と同法45条後段の併合罪であるから、同法50条によりまだ確定裁判を経ていない判示公務執行妨害、傷害罪について更に処断することとし、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役1年8月に処し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

1 本件は、代用監獄である警察署留置場に勾留されていた被告人が、同じ留置場に勾留されていた共犯者らと共謀の上、留置管理業務に従事していた警察官らに暴行を加えて、職務の執行を妨害するとともに、そのうちの一部の警察官らに傷害を負わせた事案である。

2 被告人は、共犯者らとともに、留置管理の規律の緩みに乗じて房の出入りや喫煙、飲食等に関し、被疑者留置規則等に違反した処遇を要求して留置管理業務を担当する警察官らにこれを受け入れさせていたところ、警察官に自らの要求が受け入れられなかったことから、それに対する憤まんを晴らそうとして率先して本件犯行に及んでおり、犯行の動機に酌量の余地はない。

被告人は、共犯者が警察官から暴行を受けたことに立腹して本件犯行に及んだと供述するが、暴行を受けたとされる共犯者D自身はこの事実を否定しており、警察官らによる暴行の事実を証拠上認めることはできない。

3 被告人は、共犯者らと共謀し、警察官らの身体の枢要部である顔面や腹部、胸部等を手拳ややかんで殴打したり、足蹴にするなど長時間にわたって執ような暴行を加え、留置場内を混乱させ、留置管理業務の適正な遂行を著しく困難な状態に陥れ、留置されている他の者や警察官の身体を危険にさらし、留置人の身柄の確保を危うくし、適正な刑事司法の遂行に影響を及ぼしかねない状況をもたらし、3名の警察官に加療約3箇月から約8日間を要する傷害を負わせている。また、被害に遭った警察官に対する慰謝の措置は何もとられていない。

4 被告人は、共犯者らどの間で、事前に明確な共謀をしたとまでは認められないものの、共犯者らとともに留置されている者の先頭に立ち、自ら複数の警察官に対して、やかんや手拳で殴打するなどの暴行を加え、他の留置人に対して警察官を押さえ付けることを指示するなど、主体的かつ積極的に犯行に関与しており、被告人の果たした役割は重大である。

それにもかかわらず、被告人は、事実を否認し、不自然・不合理な弁解に終始 しているのであって、反省の態度は見受けられない。加えて、被告人は、前記確定 裁判を含めて懲役刑に処せられた前科2犯を有しているばかりか、暴力団所属歴も長い。これらの点からすると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。 5 そうすると、本来、警察署留置場内においては、被疑者留置規則等に則った厳正な留置管理業務が行われるべきであるのに、暴力団関係者のみを特別扱いするなどこれらの規則等に違反するきわめてずさんな留置管理業務が行われていたことに本件犯行の遠因があると認められること、被告人には離婚しているとはいえ妻子がいることなど、被告人のためにしん酌すべき事情を十分考慮してみても、主文掲記の科刑は免れない。(求刑 懲役2年)

【さいたま地方裁判所第三刑事部 裁判長裁判官川上拓一,裁判官根本渉,裁判官片岡理知】